

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	作文	問題	近年、ChatGPTなどの生成AI(人工知能)は、文章作成、翻訳、プログラミングなど、さまざまな分野で活用されている。生成AIが社会にもたらす利点と課題について整理しなさい。そのうえで、このような技術の急速な普及に対して、教育機関、企業、政府などがどのように対応すべきかについて、あなたの考えを論じなさい。
		出題の意図	本問題は、ChatGPTなどの生成AIを題材とし、受験者が現代社会の身近なテーマについて日本語で意見を整理し、論理的に記述する能力を測定することを目的とする。生成AIに関する専門的知識を問うものではなく、文章構成力、語彙や文法の運用能力、適切な表現の選択など、日本語運用能力を総合的に評価するものである。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	行政法	問題	第1問 景品表示法5条の不当表示の禁止の実効性を確保するために、同法は消費者庁長官の権限として何を定めているか、後に示した範囲の条文を用いて、すべて説明しなさい。また、もしも景品表示法に行政手続法の適用があった場合、それぞれの権限について、行政手続法のどの条文の手続を履践することが消費者庁長官に義務付けられるかも説明しなさい。
			第2問 景品表示法が定める不当表示の禁止に関して、誰と誰の間で、どのような行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟が起きることが予想されるか、後に示した範囲の条文を用いて、できるだけ網羅的に説明しなさい。
		出題の意図	第1問 行政処分及び委任立法の権限を個別法から読みとることができるか、またそれらと行政手続法の関係を理解しているかをみるもの。
			第2問 個別法を用いながら、行政訴訟を含む訴訟事件の起き方を理解しているかをみるもの。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	民法	問題	<p>第1問 Xは、AからAの所有する甲土地を1000万円で購入する旨の契約を締結し、Aから甲土地の引渡しを受けるのと引換えに、Aに1000万円を支払った。しかし、その際に、甲土地についてAからXへの所有権移転登記はされなかった。その後、Aは、Yに対して、甲土地を贈与する契約(以下「本件贈与契約」という。)を締結し、これに基づいてAからYへの所有権移転登記がされた。本件贈与契約の締結の際に、Aは、Xから支払を受けた1000万円をすでに費消してしまっており、他にめぼしい財産を有していなかった。また、その際に、Yも、すでにXがAから甲土地を購入する契約を締結し、Aにその代金を支払っていたことや、Aが他にめぼしい財産を有していないことを知っていた。</p> <p>上記の事実関係のもとで、Xが、Yを被告として、裁判所に対して、①本件贈与契約を詐害行為として取り消すとともに、②甲土地についてAからYへの所有権移転登記の抹消登記手続をすることを請求する訴えを提起した。こうしたXの請求が認められるかどうかを検討しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 本問は、不動産の二重譲渡の事例を素材として、詐害行為取消権の要件と効果に関する基本的理解を問うものである。</p> <p>第2問 ①不貞行為が行われた場合に、不法行為法上、どのような権利・利益が害されたといえるのか、②不貞行為に対する慰謝料請求権の消滅時効の起算点をどの時点と解することができるか、③離婚に伴う慰謝料請求を不貞行為の相手方に対して行使できるのはどのような場合か、という3つの問題を問いながら、不法行為法および婚姻法に関する基本的な知識や分析力を問うものである。</p>

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	商法	問題	<p>第1問 あなたの研究計画において、研究を深める必要のある会社法上の利益相反ないし利害対立(conflict of interest)を特定のう え、これ(ら)について論じなさい。もし、あなたの研究計画に、上記の研究が必要でない場合は、その旨と理由を明記のうえ、会社法 における会社と取締役の利益相反の問題について論じなさい。</p>
			<p>第2問 高級フレンチレストラン事業を営むA株式会社(以下、A社と記す)は、資金繰りが苦しくなり、事業の継続が困難になっ た。そこで、A社は新設分割を行い、A社のメインバンクであるC銀行からA社が借りていた5億円の債務を除く、A社の事業上のすべ ての権利義務を、新設分割設立株式会社であるB株式会社(株券発行会社。以下、B社と記す)に承継させた。なお、A社に交付され たB社株式(株券)は本件新設分割の効力が発生した10日後には、A社によって第三者Dにほとんど無償で譲渡されている。 この場合、C銀行はA社に対して有する5億円の貸金債務の弁済を、B社に対して請求することができるか。根拠となる条文を挙げて 答えなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 受験生の最も理解の進んでいる場面を想定のうえ会社法上の利益相反に対する理解の深さを問うものであり、研究計画 において利益相反が問題とならない場合は、利益相反一般に関する理解の深さを問うものである。</p>
			<p>第2問 本問は、債権者詐害的会社分割(新設分割)がなされるとき、新設分割株式会社に対する残存債権者は、新設分割設立株 式会社に対しても当該債務の履行を請求することができるとする会社法764条4項に関する知識を問うものである。また残存債権者 を救済する他の方法として、商号が続用されているときには会社法22条1項の類推適用(最判平成20年6月10日判時2014号150頁参 照)、そうでなければ民法424条以下の詐害行為取消権(最判平成24年10月12日民集66巻10号3311頁参照)、さらには法人格否認 法理の適用も併せて検討することが望まれる。</p>

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	民事訴訟法	問題	<p>第1問 次の問いに答えなさい。</p> <p>(1) 主要事実とは何か、説明しなさい。</p> <p>(2) 民事訴訟法134条2項2号にいう「請求の原因」とは何か、説明しなさい。</p> <p>(3) 処分権主義とは何か、説明しなさい。</p> <p>(4) 相殺の抗弁は予備的抗弁であると言われている。相殺の抗弁は予備的抗弁であるとはどういう意味か、また相殺の抗弁はなぜ予備的抗弁なのか、説明しなさい。</p> <p>(5) 弁論主義を構成する3つのテーゼ(準則)を挙げなさい。</p>
		出題の意図	<p>第2問 Xは、Aに対して100万円の売買代金債権を有しており、Aが無資力であるとして、AのYに対する100万円の貸金債権(以下「本件貸金債権」)を訴求する訴え(以下「本件訴訟」)を提起し、その後遅滞なくAに対して訴訟告知をした。X・Yは、本件訴訟の口頭弁論において、本案について以下の通り主張した。</p> <p>X:「Aは、2023年10月1日に100万円をBに交付した。BはAに、この100万円を2024年10月1日に返す旨を約束した。Bは2022年4月1日に死亡した。YはBの単独相続人である。今日は2025年4月1日である。よってAはYに対して本件貸金債権を有する。」</p> <p>Y:「Aが2023年10月1日に100万円をBに交付したこと、BがAにこの100万円を2024年10月1日に返す旨を約束したことは知らない。仮にこれらが事実だとしても、BはAに対して2024年10月1日に本件貸金債権を弁済した。」</p> <p>X:「BがAに対して2024年10月1日に本件貸金債権を弁済した事実はない。」</p> <p>以上を前提に、以下の問いに答えなさい。但し、(3)と(4)は相互に独立した設問である。また、XとYは、本件訴訟の口頭弁論において本案に関して上記以外の主張をしていないものとして解答すること。</p> <p>(1) 本件訴訟の訴訟物とは何か、説明しなさい。</p> <p>(2) 本件訴訟におけるXの原告適格は、どのような資格に基づくか、説明しなさい。</p> <p>(3) 本件訴訟を審理する裁判所が、証拠調べをした結果、Aは2023年10月1日に100万円をBに交付したが、これは贈与であった、という心証を抱いたとする。裁判所は、この心証を基に、Xの請求を棄却する旨の判決を出すことができるか、理由を付して答えなさい。</p> <p>(4) 本件訴訟において、BがAに対して2024年10月1日に本件貸金債権を弁済したことを理由に、Xの請求を棄却する旨の判決が出て、確定したとする。その後、AがYを被告として、本件貸金債権を訴求する訴えを提起し、その訴訟の口頭弁論において、「Aは、2023年10月1日に100万円をBに交付した。BはAに、この100万円を2024年10月1日に返す旨を約束した。Bは2022年4月1日に死亡した。YはBの単独相続人である。今日は2025年8月1日である。BはAに本件貸金債権を弁済していない。よってAはYに対して本件貸金債権を有する。」と主張した。裁判所が、この主張にかかる事実を基礎に、Aの請求を認容する判決を出すことができるか、理由を付して答えなさい。場合分けが必要な場合には、場合分けをした上で解答すること。</p> <p>以上</p>

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	刑法	問題	第1問 いわゆる間接正犯につき、窃盗罪での具体例を挙げた上で、間接正犯の実行行為に関する理論構成を明らかにしつつ、その着手時期を具体例に即しながら論じなさい。
			第2問 窃盗罪における不法領得の意思の意義につき、学説の議論を踏まえて、論じなさい。その際、日本の判例上、不法領得の意思がどのような場合に否定されているかについても説明し、その判例の立場と学説の議論との関係性にも触れること。
		出題の意図	第1問 本問は、着手時期に関する判例の展開と呼応した近時の理論展開を踏まえつつ、それが古典的な間接正犯の着手時期の問題にどのように影響を与えるかという問題意識をもって検討できるか否かを測る趣旨の出題である。
			第2問 窃盗罪における不法領得の意思についての基本的理解を問うものである。その際、不法領得の意思が、一方では使用窃盗との区別、他方では器物損壊罪との区別で問題となることを踏まえた上で、学説ではそれぞれの問題についての見解の対立状況があることを描写し、そしてこの学説の対立状況に照らして判例の立場を具体的事案を示しながら説明することが求められる。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	租税法	問題	第1問 一時所得と雑所得の意義につき、それぞれの沿革及び両者の区分に関する最高裁判決に言及しながら論じなさい。
			第2問 法人税法37条が規定する寄附金の意義及びその損金算入制限の趣旨について裁判例の動向に注意しつつ述べなさい。
		出題の意図	第1問 第一問一時所得と雑所得が所得概念に関する見方の変化に伴って課税の対象に含まれるようになったこと、及び、両者の区別に関して最判平成27・3・10がどのように述べたか理解できているかを問う問題である。『租税法講義』170ページ以下を参照。
			第2問 第二問法人税法37条所定の寄附金の意義及びそれについて損金算入が制限されていることの趣旨を二つの系列の裁判例を指摘しながら説明できるかを問う問題である。『租税法講義』426ページ以下を参照。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	経済法	問題	<p>第1問 抱き合わせ販売について、どのような点に競争阻害性(反競争性)を見出すことができるか論じなさい(例示すること、いずれかの国の競争法・独占禁止法に基づき論じること可とする)。</p>
			<p>第2問 輸送用機械Aを製造販売する4社(以下「4社」という。)は、実施期間を5年間として、グリーン社会を実現するために二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術に関する基礎研究を共同して実施することにした。このような新技術にかかる研究開発を行う主体は輸送用機械の分野で国内外に多数存在するが、本件4社の共同研究は、多大な資源を必要として、1社が単独で取り組むことは難しく、技術革新が期待できる。また、基礎研究に限定し、次工程の研究開発や製品開発は各社の自由としている。輸送用機械Aの製造販売分野における4社の市場シェアの合計は約90パーセントである。 4社は、本件4社の共同研究の成果を無償で利用することができ、さらに、4社以外の事業者も、実施許諾により無償又は合理的な対価で成果が利用可能となっている。 (設問) 本件4社の共同研究について、独占禁止法上、どのように評価されるか論じなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 複数の商品・サービスを組み合わせる抱き合わせ販売は、さまざまな取引分野で行われており、直ちに独占禁止法上、問題となる行為ではない。本問では、近年、特にデジタル経済の進展とともに重要となっているレバレッジ行為の基本的理解のため重要である抱き合わせ販売を取り上げた。日本の独占禁止法の考え方によれば、抱き合わせ販売の不当性は、①顧客の商品・役務の選択の自由を妨げるおそれのある競争手段であり、価格・品質・サービスを中心とする能率競争の観点から見て不公正であること、②主たる商品市場における有力な事業者が行うことによって、従たる商品市場における競争を減殺するおそれがあること、という2つの観点から説明される。このような基本的な理解を前提として、本問では、日本の独占禁止法または諸外国の競争法の基本原理に基づき、抱き合わせ販売の不当性(反競争性)の理論を説示することを求めるものである。</p>
			<p>第2問 グリーン社会の実現に向けた技術を生み出すため、競争関係にある事業者と共同で基礎研究を行うことについて、独占禁止法上の評価を問うものである。本件共同研究が、新技術に係る技術市場又は輸送用機械Aに係る製品市場における競争に与える影響について検討することになる。本問で示された事実関係に基づけば、本件研究開発の主体は相当数存在すること、グリーン社会の実現に向けた技術を生み出すための研究で、新技術の基礎研究に関するものであること、本件共同研究は、1社が単独で当該研究に取り組むには難しいこと、基礎研究に限られ、実施期間は5年間に限定されており、次工程の研究開発や製品開発は各社の自由としていることを的確に捉え、市場シェアの合計が約90パーセントと高い水準であるが、参加者以外の第三者へのアクセスが確保されており、他の事業者の事業活動が困難になるおそれもないことを適切に評価し、独占禁止法上問題とならないという結論を導くことを求めるものである。</p>

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	知的財産法	問題	第1問 インターネットで接続された端末とサーバから構成されている特許発明が、日本国内の端末と海外にあるサーバによって実施された場合に、日本の特許権の侵害が成立するか、裁判例を踏まえて説明しなさい。
			第2問 実用品の形態の著作物性について説明しなさい。説明にあたっては、次の5つの用語を必ず使用し(使用の順番は問わない)、最初に使用した際にはその用語に下線をひくこと。 〔用語〕 純粋美術、美術工芸品、意匠法、区別説、椅子
		出題の意図	第1問 特許発明の一部が国外で実施された場合に日本の特許権の侵害が成立するかについて、基本的な理解を問うものである。回答にあたっては、いわゆるドワンゴ事件最高裁判決にも触れながら、属地主義の原則やと特許発明の実施概念について検討を加えることが期待される。
			第2問 いわゆる応用美術のうち、特に実用品の形態の著作物性について、基本的な理解を問うものである。回答にあたっては、指定された5つの用語をすべて用いながら、問題の所在とそれへの解釈論上の対応について、検討を加えることが期待される。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	国際経済法	問題	<p>第1問 関税及び貿易に関する一般協定(GATT)第3条第2項の解釈上の主な争点とそれに関する先例の状況について論じなさい。 【参考条文】GATT(抜粋)第3条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇(抜粋)</p> <p>1. 締約国は、内国税その他の内国課徴金と、製品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件並びに特定の数量又は割合による製品の混合、加工又は使用を要求する内国の数量規則は、国内生産に保護を与えるように輸入製品又は国内産品に適用してはならないことを認める。</p> <p>2. いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、同種の国内産品に直接又は間接に課せられるいかなる種類の内国税その他の内国課徴金をこえる内国税その他の内国課徴金も、直接であると間接であるとを問わず、課せられることはない。さらに、締約国は、前項に定める原則に反するその他の方法で内国税その他の内国課徴金を輸入製品又は国内産品に課してはならない。</p> <p>GATT 附属書I 注釈及び補足規定(抜粋)第三条について(抜粋)</p> <p>2)について 2の第一文の要件に合致する租税は、一方課税される産品と他方そのように課税されない直接的競争産品又は代替可能な産品との間に競争が行われる場合にのみ、第二文の規定に合致しないと認める。</p>
		出題の意図	<p>第1問 国際経済法において中核的な役割を担う世界貿易機関(WTO)協定のうち、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の基本規定について、その解釈上の主な争点とそれに関する先例の状況を論ずるよう求めることで、国際経済法の基本ルールに関する理解度を把握することを意図する。</p> <p>第2問 世界貿易機関(WTO)における基本用語の解説を求めると、国際経済法に関する基礎知識の有無を把握することを意図する。</p>

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

8月	国際関係論	問題	第1問 「相互依存の武器化(weaponization of interdependence)」とは何か説明しなさい。その上で、「相互依存の武器化」に対して、国家のとりうる政策的対応について論じなさい。
			第2問 国際関係論におけるパワーの概念のうち、①ハードパワー、②ソフトパワー、③構造的パワーについて定義しなさい。その上で、これら①～③の概念を用いて、現在の国際政治におけるアメリカのパワーについて論じなさい。
		出題の意図	第1問 1. 他国に対する強制力として相互依存関係を利用することを意味する「相互依存の武器化」は、グローバル化の進展・サプライチェーン網の拡大により重要な研究テーマとなっている。脆弱性の管理のために国家が取りうる政策としてのデカップリングなどについての理解を問う問題である。
			第2問 2. 国際関係論の基本的な概念についての知識を問う問題である。さらにこれまで構造的なパワーを保持してきたが中国による挑戦を受けているアメリカをとりあげ、そのパワーについての複眼的な現状分析が求められている。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	作文	問題	近年、大学教育では、オンライン授業やデジタル教材(動画やPDF資料など)の活用が広がっている。こうしたオンライン化が教育にもたらす利点と課題を、それぞれ複数挙げて整理しなさい。そのうえで、教育の質を確保しつつオンライン化を進めるために、大学はどのように対応すべきか論じなさい。
		出題の意図	本問題は、大学教育のオンライン化という身近な題材を通して、受験者の日本語運用能力(論点整理・論理的記述・文章構成)を測定するものである。特定の制度や統計などの専門知識は問わない。利点と課題を対比して整理し、その整理を踏まえて、教育の質を確保するために大学が取るべき対応を理由とともに論じられるかを評価する。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	刑法	問題	第1問 共同正犯において、一部の者の行為が過剰防衛となる場合に、それが残余の者の罪責にどのような影響を与えるかについて、判例を踏まえながら論ぜよ。
			第2問 住居等侵入罪(刑法130条前段)にいう侵入の意義について、同罪の保護法益に関する見解の相違を踏まえつつ、説明しなさい。その際、日本の判例の立場がどのように変遷してきたのかについても言及すること。
		出題の意図	第1問 いわゆる共犯と違法性阻却の問題につき、共同正犯の場合にどのように考えるべきかを、最決平成4・6・5刑集46巻4号245頁、最判平成6・12・6刑集48巻8号509頁等を踏まえ、共謀の射程や違法性阻却の連帯効果について言及しながら、論ずることを求める問題である。
			第2問 住居等侵入罪(刑法130条前段)における「侵入」概念について、平穩侵害説と意思侵害説などの見解の相違を保護法益論と関連付けながら説明することが望まれる。また、保護法益に関するわが国の判例の立場が、戦前から戦後にかけて旧住居権説から平穩説や新住居権説へと変遷していることにも言及があることが求められる。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	経済法	問題	<p>第1問 商品Aの製造販売業者X、Y及びZは、材料Bを用いることで製造過程における温室効果ガス排出量を従来品に比べて大幅に削減した新たな商品Aをそれぞれ開発した。材料Bは高い需要が見込まれる新たな商品Aの製造に必要不可欠である。X及びYは、共謀して、商品Aの製造販売市場におけるシェアを拡大しているZを市場から排除するための手段として、材料Bの販売業者複数社に対し、材料BをZに対して販売しないよう要請した。X、Yの独占禁止法上の問題点を検討しなさい。</p>
			<p>第2問 発電事業を行う会社Xは、再生可能エネルギー発電事業を強化するため、同事業分野で実績のある会社Yの株式を取得する。発電された電力は発電方法の違いにより品質等に差が生じないが、再生可能エネルギーを用いて発電した電力を特に求める最終需要者が出現しており、発電事業の直接の需要者である小売電気事業者においても、そのような最終需要者をターゲットとして再生可能エネルギーを用いて発電した電力を販売する者が現れており、そうした事業者は再生可能エネルギーを指定して調達を行っている。こうした最終需要者をターゲットにした電力供給を行おうと考える小売電気事業者にとっては、火力を中心とした化石燃料を用いて発電した電力は、再生可能エネルギーを用いて発電した電力の代替とはなり得ない状況にある。本件株式取得において検討すべき「一定の取引分野」について説明しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 共同ボイコットについて、条文を指摘して、どのような場合に独占禁止法上問題となるのかについて、丁寧に説明することを求めるものである。</p>
			<p>第2問 企業結合規制における市場画定について、市場画定の方法を一般的に論じつつ、問題文にある事情を踏まえて、説得的に論じることを求めるものである。</p>

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	国際関係論	問題	第1問 冷戦後から今日に至るまでの国際社会における主権概念の変遷について、具体的な事例に言及しつつ論じなさい。
			第2問 国際関係における現象の説明や解釈においてアイデンティティ(identity)の概念は有用か。有用と考える場合には、その理由について具体的な事例をあげながら論じなさい。また、有用性が低いと考える場合にも、その理由について具体的な事例をあげながら論じなさい。
		出題の意図	第1問 国際社会の最も根本的な規範の一つである「主権」についての理解を問う問題である。
			第2問 国際関係論の主要理論体系である、リアリズム(パワーによる説明)、リベラリズム(利益による説明)のうち、コンストラクティビズム(規範やアイデンティティによる説明と解釈)についての基本的理解を問う問題である。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	商法	問題	<p>第1問 次の文章を読んで、下記(問い)に答えなさい。 Y株式会社(公開会社。以下、「Y社」と記す)とX株式会社(公開会社。代表取締役はP。以下、「X社」と記す)は、Y社を消滅会社、X社を存続会社とする吸収合併(以下、「本件合併」と記す)に係る契約を締結した(なおX社とY社は特別な資本関係等のない相互に独立した会社であることを前提とする)。この際、Y社株主に交付される金銭等については、Y社株式1株につきX社株式1株を交付することが定められた。令和6年1月8日、X社とY社のそれぞれの株主総会において本件合併契約は承認され、同年同月15日に本件合併の効力が発生した。</p> <p>(問い1) その後、本件合併以前からX社の株主であったZは、「X社とY社の客観的な企業価値の比率は1.3対1(X:Y=1.3:1)であるのに、Pは不公正な合併比率を決定した」(以下、「本件理由」と記す)ことによりX社に損害を与えたと主張して、PのX社に対する損害賠償責任を追及するために株主代表訴訟を提起した。このとき、X社のPに対する損害賠償請求は認められるか。</p> <p>(問い2) ①本件理由により、Zは自己の保有するX社株式の経済的価値が減少したと主張して、会社法429条1項に基づき、Pに対して損害賠償を求める訴えを提起した。このとき、ZのPに対する損害賠償請求は認められるか。 ②仮に本件における前提が異なり、X社がY社の子会社であった場合には、①の結論は変わるか。</p>
		出題の意図	<p>第1問 (問い1) 吸収合併の合併対価が存続会社の株式である場合、合併対価が仮に不公正であったとしても存続会社であるX社には損害は発生していないから、X社の、X社代表取締役Pに対する会社法423条1項に基づく損害賠償請求は認められないと考えられる(大阪地判平成12年5月31日判時1742号141頁参照)。</p> <p>(問い2) ① 吸収合併当事会社が互いに独立している場合には、合併比率に関する存続会社X社の代表取締役Pの経営判断は基本的に尊重されるべきであるから(経営判断の原則)、会社法429条1項の要件である職務執行についての悪意・重過失は認められない可能性が大きくなると思われる(東京地判平成23年9月29日判時2138号134頁参照)。</p> <p>② この場合は、親子会社間における吸収合併として、存続会社(子会社)X社の代表取締役Pは消滅会社(親会社)Y社の影響の下でX社の少数株主よりもY社(の株主)の利益を優先する(利益相反)のおそれが高くなるから、X社代表取締役Pの合併比率に係る経営判断を尊重することはできず、この点について特に公正性担保措置が取られたというような事情がない限り、会社法429条1項の悪意・重過失に該当する可能性がより大きくなると思われる。</p> <p>第2問 第2問は、株主総会に出席しない株主による議決権行使を可能にする制度として、書面投票(電子投票)と代理人による議決権行使を説明したうえで、裁判例(委任状争奪戦や代理人による議決権行使)、立法(バーチャル株主総会)を中心とした法的問題を任意に設定し、その理解を示すことができるかを問う問題である。</p>

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	政治過程論	問題	第1問 今回の総選挙(2026年2月8日実施)における投票行動に関し、理論的説明を試みてください。最初に、用いる投票行動についての理論・モデルを述べた後に、その観点から今回の選挙結果を解釈してください。
			第2問 2012年以降の自民党の一党優位の一因として、野党の分裂が指摘される。第1に、2012年以降の複数の野党について、その設立・変更と政策的立場を記述せよ。第2に、小選挙区で候補者を当選させるためには自民党に対抗する野党の結集が必要であるにも関わらず、なぜ野党が分裂しているのかを説明せよ。第3に、野党が選挙協力や統一候補者擁立に成功するケースもあり、それを可能にする要因を説明せよ。
		出題の意図	第1問 投票行動の理論に関する理解とそれを政治現象に適用して解釈する能力を問うた。
			第2問 政党システムや組織について、理論的理解と、現状の日本政治の理解の両方を問うた。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	知的財産法	問題	第1問 特許法上の間接侵害制度の趣旨を説明した上で、101条1号と2号の要件の異同について、各号の適用場面の相違に着目しながら論じなさい。
			第2問 AI生成物の著作物性について論じなさい。その際、次の5つの用語をすべて用いつつ(用いる順番は問わない)、初めて用いる場合には各用語に下線をひくこと。 創作者主義、職務著作、創作性、プロンプト、アイデア表現二分論
		出題の意図	第1問 間接侵害について、趣旨と適用場面の関係について基本的理解を問う問題である。発明のカテゴリ一等の関連する規定に触れつつ、101条1号では不十分であることを理由に同条2号が改正により追加された経緯を考慮して説明することが求められる。
			第2問 近時議論が活発なAI生成物を素材に、著作物性についての基本的理解を問う問題である。創作者主義、職務著作、アイデア表現二分論といった関連する制度や概念にも触れつつ、それらと整合的に説明することが求められる。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	日本法史	問題	第1問 明治期における地方制度の展開について説明しなさい。
			第2問 19世紀末以降、日本を通じた東アジア地域への「近代」法の伝播はどのような形で行われたか。具体例を示しながら説明しなさい。
		出題の意図	第1問 明治期における地方制度の展開を通史的に論じてもらうことで、関連する領域で生じた西洋法の継受や、地方における“自治”的な側面も含め、同時代についての総合的な理解度を確認するものである。
			第2問 日本が継受した西洋「近代」法が、日本から東アジアへどのような形で伝播したかを問うことで、当該地域における日本(法)の位置・役割についての理解度を確認するものである。

2026(令和8)年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

2月	民法	問題	第1問 「売買は賃貸借を破る」とはどのような事態を意味するかについて、そのような事態が生じる法的根拠に触れつつ、具体例を挙げて説明しなさい。また、「売買は賃貸借を破る」ということによってどのような弊害が生じるか、そうした弊害に対処するために、民法および借地借家法がいかなる趣旨でどのような規律を定めているかについて、説明しなさい。
			第2問 2000年4月1日、AはBにA所有の甲建物を無償で貸した。返還期限は3年後となっていたが、3年経ってもAはBに返還を求めておらず、2026年1月1日時点でもBは甲建物に住み続けている(この間、AB間でやり取りは行っていない)。Aは、2026年1月1日にBに対して所有権に基づく甲建物の返還請求をした。この場合、Aの主張は認められるか。訴訟上、Bが甲建物の所有権を時効取得したという反論を行うことを想定しながら論じなさい。
		出題の意図	第1問 本問は、「売買は賃貸借を破る」が具体的にどのようなことを意味し、それによる弊害に対処するために民法と借地借家法が設けている規律の趣旨・内容について、基本的な知識・理解を問うものである。
			第2問 本問は所有権に基づく返還請求権が認められるための要件は何か、所有権の取得時効の成立要件は何か、訴訟上、誰が何について主張・立証する必要があるか、という点についての基礎的知識・理解を問う問題である。